

## 学校教育における環境教育ガイドライン本編

### 1 学校教育における環境教育

#### (1) 基本的な考え方

学校においては、教育基本法及び学校教育法に示されている目的や目標を達成するため、学習指導要領等に基づき教育課程が編成、実施されるので、当然、環境教育もその中において実施される必要があります。したがって、学校における環境教育を考える上では、まず教育課程の編成の基準である学習指導要領について十分理解しておくことが重要です。

また、学校における環境教育は、生涯学習としての環境教育の基礎となるものであることから、知識を習得させることだけに止まらず、環境に対する豊かな感受性と見識に基づいて、環境問題の解決に必要な判断力と主体的な行動ができる能力や態度の育成を図ることが大切です。

そのためには、各学校の教育課程に環境教育を明確に位置づけて取り組む必要があります。その際には、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれについて学習指導要領の環境教育にかかわる内容を整理し、体系化し、有機的に関連づけるとともに、各学校や地域の特色を考慮しながら、学校における活動の全体を通して、また、小・中・高の一貫した視点に立って推進していく必要があります。

なお、小学校就学前の児童についても、幼稚園や保育所において、本ガイドラインを参考として幼稚園教育要領や保育所保育指針に沿って環境教育を進めることが望まれます。

#### (2) 環境教育のねらいと視点

1975年にユーゴスラビアのベオグラードで開催された国際環境教育会議で採択されたベオグラード憲章では、個人及び集団が具体的に身につけ、実際に行動を起こすために必要なものとして以下の6項目が挙げられています。

関心...全環境とそれにかかわる問題に対する関心と感受性を身につけること

知識...全環境とそれにかかわる問題及び人間の環境に対する厳しい責任や使命について基本的な理解を身につけること

態度...社会的価値や環境に対する強い感受性、環境の保護と改善に積極的に参加する意欲などを身につけること

技能...環境問題を解決するための技能を身につけること

評価能力...環境状況の測定や教育のプログラムを生態学的、政治的、経済的、社会的、美的、その他の教育的見地に立って評価できること

参加...環境問題を解決するための行動を確実にするために、環境問題に関する責任と事態の緊急性についての認識を深めること

また、平成10年7月に出された教育課程審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高

等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」では、環境を大切にすることを育成するとともに、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育成することの重要性が述べられています。

このように、環境教育のねらいは、環境に対する豊かな感受性と見識、環境問題解決に必要な確かな判断と自分なりの意志決定ができる能力や態度、環境の改善や保全・創造に主体的に働きかける態度や参加のための実践的な行動力を育成することにあるといえます。

また、熊本県環境教育基本指針では、環境教育における基本的な視点として、

環境教育は、環境問題に「関心」を持ち、環境に対する人間の「責任」と「役割」を理解し、環境保全に「参加する態度」及び環境問題を「解決していく行動力」を持った人を養成するものであること。

環境教育は、生涯学習として幼児から高齢者までのあらゆる年齢層に対して、それぞれ個人の発達段階に応じて体系的に行われなければならないこと。

環境教育は、家庭教育、社会教育、学校教育の連携の中で継続して展開されなければならないこと。

環境教育は事業者教育、消費者教育の視点も併せ持つものであり、資源・エネルギーの生産、流通、消費、廃棄、回収の全体を通して循環型社会システムの構築を目指すものであること。

環境教育は地域の特性と地球的視野を踏まえて進めなければならないこと。  
を挙げています。

### (3) 環境教育を進める上での留意点

平成11年12月に出された中央環境審議会答申「これからの環境教育・環境学習 - 持続可能な社会を目指して - 」では、環境教育・環境学習を実施する上での留意点として以下のことが挙げられています。

総合的であること

今日の環境問題の特質を踏まえると、ものごとを相互関連的かつ多角的に捉えていく総合的な視点が欠かせない。また、幼児から高齢者までのすべての世代において、学校、家庭、地域、職場、野外活動の場等多様な場において連携をとりながら総合的に行われる必要がある。

目的を明確にすること

今行われている活動が、持続可能な社会の実現という目標に至る全体の中で、どういう段階にあたり、具体的に何を目的としているのかを明確にしておくことが必要である。そのことにより、次のステップが明確になり、活動自体の自己目的化を避けることができる。

体験を重視すること

持続可能な社会の実現に向けて具体的な行動に結びつけていくために必要とされ

る多様な能力は、単なる知識の習得のみで得られるものではなく、体験型の学習により、学習者が自ら体験し、感じ、分かるというプロセスを繰り返すことにより身につくものである。このため、体験型の手法を意識的に取り込んでいくことが必要である。

地域に根ざし、地域から広がるものであること

環境教育・環境学習は、生活の様々な局面で行われることが重要であり、その中心となるのは、日々の生活の場としての、多様性を持ったそれぞれの地域である。

したがって、地域や実践現場の自主性、主体性が尊重されるべきであり、その際、地域の素材や人材、ネットワーク等の資源を掘り起こすことや地域の伝統文化や歴史という観点を取り入れることが重要である。

また、本県は、我が国の公害の原点と言われる水俣病の発生を通して、環境破壊の悲惨さと、その再生にいかにより多くの年月と労力を要するかということ学びました。水俣病に学んだ教訓を広く国内外に発信するとともに、これを生かし、環境の汚染・破壊を未然に防止することを基本として、快適な環境の保全・創造に努めることは本県に住む私たちの使命といえます。このため、学校教育における環境教育の中においても「水俣病の教訓」について、児童生徒の発達段階に応じて体系的に学習させるように留意する必要があります。